

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方

(1) 「高齢者（被虐待者）」のとりえ方

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の45第1項第4号）の実施が義務づけられていますが、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

したがって、65歳未満であっても介護保険の適用となる特定疾患を有しているなど、高齢者福祉の分野で支援が必要であると考えられる者であれば、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を行っていく必要があります。

なお、65歳未満の者であって介護保険法に規定されているサービスの提供を受ける障がい者については、法の一部改正により、「高齢者」とみなして対応することになりました。

そのため、高齢者虐待対応を原則としながらも、本人の状況等を勘案し、高齢福祉課と社会福祉課が連携し、本人にとって最も適切な対応を判断していくことが求められます。

■高齢者虐待防止法 第2条第6項

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(2) 「養介護施設従事者等（虐待者）」のとりえ方

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員全てが対象となります。

なお、養介護施設・事業所従事者による保険外の独自サービスでの虐待も養介護施設従事者による高齢者虐待として対応します。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（高齢者虐待防止法第2条）

なお、老人福祉法の改正により、平成18年4月から有料老人ホームの対象が拡大しました（老人福祉法第29条）。

①人数要件の廃止（改正前は10人以上）

②提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつもしくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当）
このような要件に該当する場合は、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく北海道の立入調査や改善命令の対象となります。

また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応します。